

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成27年10月16日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員	
事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成27年10月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第58号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第59号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第60号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第61号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第62号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6. 議案第63号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7. 議案第64号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第65号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9. 議案第66号 土地取得について
- 日程第10. 議案第67号 土地取得について
- 日程第11. 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 日程第12. 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第13. 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 日程第14. 認定第 1号 平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15. 議員提出議案第11号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第16. 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第17. 決議案第 9号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について
- 日程第18. 議員提出議案第12号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第19. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第12号の1件、請願第7号の1件が追加されましたので、報告いたします。

なお、請願第7号については、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第58号ないし日程第13、議案第70号の13件、日程第14、認定第1号の1件を一括議題といたします。



議案第58号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第60号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第61号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第62号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第63号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第64号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 土地取得について

議案第67号 土地取得について

議案第68号 工事請負契約の締結について

議案第69号 工事請負契約の締結について

議案第70号 工事請負契約の締結について

認定第1号 平成26年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（市川圭一君） これより、議案第58号ないし議案第70号の13件、認定第1号の1件について、順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をなされますようお願いいたします。

初めに、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第60号について質問いたします。

これはマイナンバーに関する手数料徴収条例の一部改正と思いますが、マイナンバーについて担当はどこになるのか。どういう方たちがこれを扱うのか。そして、またこの扱う方たちの、常勤の方なのか、非常勤の方なのか、そして扱う方たちは多分限定されると思いますが、そういう方たちのこと、それから扱うことになるとパソコンを利用してだと思いますが、このパソコンはその専用なのかどうかということ。

それと、取手でこのマイナンバーがついた住民票が交付されたという、こういう事態が発生したとの新聞記事がありました。どういうことでこういうことになったのか、想定されることを伺いたいと思います。

それと、取手の問題と関係するのですけれども、住民票にマイナンバーというのが記載されるということは、何か希望者だけということを知っていますが、今後このようなことが起こらないようにするための方策というか、それをどうするのか、伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 数点の遠藤議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーを扱う部署ですが、総合窓口課になります。それで、職員が全員取り扱うことになります。それで、パソコンは専用の、マイナンバーについては専用のパソコンになります。

それと、取手で自動交付機でマイナンバーの入った住民票が発行されましたけれども、牛久市の場合は、住民票を交付する際に、まずマイナンバー希望者がいた場合は、チェック欄にスイッチを入れて、それで発行するようになりますし、その発行に際しては別の職員が必ずチェックをしているということで、二重のチェックで防いでおります。

それで、マイナンバーについては住民票は希望者のみということになります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、今マイナンバーは全員の方が、要するに総合窓口の方が全員扱うということですが、その辺の、こういうような障害が起きないように、そういうようなことをどのように担保されるのか、その辺を確認したいと思います。

それと、先ほど言うのを忘れてしまったのですが、この再交付の手数料ですね。500円、そして800円ということなのですが、これは全国一律なのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） まず、職員が、総合窓口課ですか、住民票に関して全員マイナンバーの入ったのを発行する事務を取り扱いますが、そのチェック体制ですが、まず組織的保護ということで、マイナンバー導入が決まってから、研修、職員研修をしまして、それとその研修の仕方としましては、日常職員に問答しながら確認作業をこれまで行ってきております。

また、日常的に今度は問い合わせ等も専用の窓口を設けてまして対応するようにしております。

それと、発行に際しましては、先ほど申しましたように、1人ではなくて複数の職員でチェックをして、必ず漏れのないようなチェック体制をとっております。

それと、再交付の500円と800円ですが、統一ということではありませんが、全国一律、今のところそういう確認をしております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 数点お尋ねいたします。

1つは、パソコンは担当課のほうで全員使えるということですが、この立ち上げに、パソコンの立ち上げに当たって、それなりのセキュリティカードとか、あとは今パソコン立ち上げに指紋認証だとか、顔認証だとかいろいろあると思うのですが、その点についてどうなのかということ。

それと、マイナンバーはチェックする、例えば住民票なんかは代理人でもとれるわけですよね。そういった場合に、マイナンバーのところにチェックした場合に、本人確認しなくてもそこに記載されるのかどうか、その点についてのセキュリティーですね。例えば住民票の場合は、軽自動車なんかの、必要な場合はディーラーがとってくれるとかということもあるもので、そういったところのマイナンバーについてのチェック機能はどうなっているのかということ。

それと、再発行についての手続ですね。これがよくわからないと。例えばその本人なのかどうかという問題等いろいろあると思うのですが、例えば免許証とか保険証があれば本人かどうかという確認はある程度できると思うのですが、免許証も持っていない、身分証明証も持っていない

ような人に対する再発行の問題ですね。そういったことも含めてちょっとセキュリティーの問題を担当しなければならないと。そうしますと、それとさっきの立ち上げのことで、担当課でいいますと全員だということなのですが、これは当然市長のほうからの委嘱ということでやられると思うのですが、これは当初から何名という形で、それと氏名というものを明らかにしておかなければならないと思うのですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 御質問にお答えいたします。

まず、パソコンの立ち上げのときの対応ですけれども、職員それぞれにIDパスワードを配付しております。それによりまして誰がパソコンを立ち上げたのか、誰が証明を発行したのか、それがわかるようになっております。それで、運用といたしまして、操作をしたら必ず画面はもとの状態に戻すということになっておりますので、発行でのトラブル、そういうのはないと考えております。

次に、本人確認についてでありますけれども、住民票を発行する際には、窓口で本人確認を実施しております。免許証、それから保険証、それから場合によっては、ない方については家族構成、それからその人の本籍情報、そのようなものを聞き取りして本人の確認をさせていただいております。

あと、再発行、通知カード、個人番号カードの再発行についてであります。これは500円、800円ということなのですが、これも国からの通知によりまして、その通知カードは紙なのですが、紙の原価、それから個人番号カードはICチップ入りのカードになりますけれども、その原価を考慮して500円、800円という設定になっております。

あと、再発行時の本人確認、これも今まで住民票、それから印鑑登録のときに行っていました、それも支障なく本人確認をさせていただいておりますので、通知カード、それから個人番号カードの再発行の本人確認についても支障なく運用できると考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 人数と、その名前のおあれですね、事前にそういった形で決められるものだというふうに思うのですが、その点についてちょっと答弁が漏れたと思うので、その点について。

それと、窓口のほうには非常勤職員もおられると思うのですが、このIDとパスワード、これは通常、パスワードは例えば1年に一遍更新するとか、ID番号もその都度変えられるようになるのかどうか、同じパスワードを使っているということになりますと、セキュリティーの問題である程度問題が生じる可能性もあると思うので、このIDとパスワード、これはもう1

人にそれを渡したら半永久的になるのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、当然、もらった方が退職すれば、これはゼロになるというふうにするのですが、この点ですね。

それと、1人でそのIDとパスワードを入れて利用した場合にもとに戻すということですが、これは実際に例えばどうなるのか、エンターキーを押して戻すのか、それともそのままにしておいたら自然に切れるのかどうか。これまでも牛久の役所が、これは何年も前にもうなりますけれども、例えばカードでパソコンを立ち上げてやる場合に、カードを忘れてテーブルの上に置いて帰ってしまった人とか、あとはパソコンを、これはうちに持って帰るということではできないとは思いますが、持って帰ったり、それとUSBにというか、何らかの形でコピーできるようなことになっているのかどうか。この辺のところ、当然できないというふうには思うのですが、ただ、そこら辺のところがどの程度担当課のほうでやられるのかどうかということ。

これも再発行の場合においても同じなのですが、これまで戸籍謄本なり印鑑証明を本人確認をしながらということでしたが、今後の問題については、このマイナンバーでほとんどの個人のプライベートなことが全て明らかになるわけであって、これまでの本人確認だけで本当に再発行していいのかどうかというのが多少疑問が残るところなんです。何も持たない人、その人が本当に本人かどうかの確認をすることが非常に難しいということにという事例もあると思うので、その本人確認というのはこれまでと同様では、私は十分だとは言えないというふうにするので、その点について。

それと、先ほどのパソコンの立ち上げなのですが、指紋認証だとか顔認証だとかという形でやらないで、IDとパスワードだけでやるということだけなのかどうか。この点について確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 質問にお答えいたします。

まず、人数ということですが、総合窓口課の職員は28名おります。そのうち8名が常勤、20名が非常勤職員で、それぞれIDパスワードを持っております。

あと、指紋認証、顔認証のお尋ねですけれども、今既存の住民票のシステムはIDパスワードだけなのですけれども、総合窓口課では、それ以外に住基ネットのほうも扱っておりますが、そちらはよりセキュリティが厳しくされており、職員の静脈の認証を取り入れております。それでないと扱いができないということになっております。

あと、パスワード、IDパスワードの変更のサイクルなのですが、これについては変更は今のところしていませんけれども、職場内で使用するIDパスワードですので、不特定

多数の人が入るところで使うものではありませんので、今のところ変更はしないで使っております。

それから、退職した人については、これについては毎年1回使用の申請を上げて、何に、税証明でできるのかとか、それから住民票で使えるのかとか、そういう登録を毎年1回行っております。それによって退職した人ははじかれますので、そのコードが引き続き生きているということはありません。

あと、画面の立ち上げ、先ほども言いましたけれども、画面の使用が終わりましたら、初期画面に戻しておりますので、別な職員が引き続き使うということはありません。それは自動的に戻りませんが、使い終わったら初期画面に戻すということになっております。

あと、USB等でのデータのやりとりなのですけれども、これは全庁的に秘文というシステムを使っておりまして、USB等でデータを持ち出した場合は、誰が持ち出しをしたかということが記録されるシステムになっております。あと、USBについては、使えるのは情報政策課のほうで専用のUSBを配付しておりますので、不正な利用はないと考えております。USBは課長、それぞれの各課の課長が管理しております。

何も本人を証明するものを持っていない方は、これは今までも印鑑登録のほうでそういう方もいらっしゃいましたけれども、そういう方については本人宛てに簡易書留で照会回答書というのを送るようになっております。今回の本人確認につきましても、本当に何も無いという場合は、そういう簡易書留で本人に照会回答をする形で本人確認をさせていただくこととなります。

○議長（市川圭一君） 9番黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまその本人確認のための、例えば免許証とかパスポートとか、顔写真の載っていないやつ、所持していない人が、このマイナンバーカードを請求する場合、先ほどの答弁ですと、家族構成や本籍の、そういうものがあればということなのですが、家族構成、要するに謄本や抄本というのは、第三者が代理でとれるというようなことがあるので、その辺の盲点はちゃんとセキュリティーでしっかりなっているのかどうかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 先ほど説明したのは、今住民票を扱うときでの本人確認ということで説明、そういう方法もありますということで、説明させていただきました。マイナンバーカードについては本人に確実に交付するというのが原則になっておりますので、そういう方法も含め、確実に本人に交付する方法をとりなさいということになっておりますので、それで不十分、十分とは考えておりませんので、それ以外に先ほど申しましたとおり、照会・回答

の方法をとらせていただくこととなります。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ちょっとその辺が不明というか、疑問だったので、やはり本人に、確実に本人に渡すマイナンバーカード、本人に確実に渡すというような二重、三重のチェックがやはり必要であろうと思うし、これは絶対的にいろいろ、まだ初期段階で始まったばかりなのに、いろんな犯罪が発生していますし、ヒューマンミスというか、そういうものも多々ありますので、その辺についてはその関係、所管の人たちは十分に気をつけていただければと思っています。牛久市から絶対的にそのようなを出してほしくないということをつけ加えてお願いします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） このマイナンバーカードの問題については、データ漏えいの問題、あるいは操作ミスなどの問題など、いろいろ指摘がされているわけですけれども、私は特にデータ漏えいの問題について質問したいと思うのですが、銀行業界などでは、少し前の話ですけれども、このデータ漏えいが相次いで、特に非常勤の方がそれを、そのデータを闇の世界といいますか、いろんなそういうところに売り買いするということへ持って出るというふうなことが相次いで、その中で銀行業界では非常勤の人たちを常勤化するというふうな動きが続いたという報道があるわけですけれども、牛久市の場合、今お話を聞いていますと、このマイナンバーカードの問題について携わる職員が28名ということのようですが、常勤はわずか8名で20名が非常勤ということのようですが、このままこのカードのいろいろな業務についてやっていこうと思っているのかどうかということについて、非常勤の大変多い体制のままやっていくつもりでいるのかどうかということについて、1つお聞きします。

それから、牛久市では、さきの議員選挙のときですかね、選挙の受付業務のところミスがあったということがありますが、ダブルチェックということで避けるということなのですが、もう少し具体的にそのダブルチェックの内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 杉森議員の1点目の御質問について私からお答えいたします。

体制につきましては、今のところこのままの体制で業務に当たるということでございます。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 御質問にお答えいたします。

総合窓口課の仕事としましては、個人番号の導入以前から市民にとって大変重要な個人情報

を取り扱っているということは、これは以前からも変わっていないことでもあります。その情報の漏えいというのは、常に慎重に心がけております。

ダブルチェックということなのですが、これはまず受け付け時、申請書の受け付け時には本人確認、免許証等でさせていただいています。中に入りまして、証明書の作成時、本人に間違いがないかどうかを確認しながら証明書を作成しております。この本人には間違いがないということであっても、それが古い情報なのか、新しい情報なのか、これも気をつけないと間違いのもとになります。それから、証明の交付時、これにおきましても申請書どおりに証明書がつくられているか確認をしております。以上のやり方でダブルチェックということにさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の仕方がちょっと悪かったのかもわからないのですが、ダブルチェックというのは、操作のミスがないようにという意味合いのことでダブルチェックというふうにさっき言っていたかというふうに思いますけれども、それについてちょっと聞きたいということなのです。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 操作のミスがあると、誤った証明書が作成されるということになると思うのですが、そちら、まず作成時点で誤りのない、それから証明発行時にその証明書が間違っていないかどうか、確認するという意味でのダブルチェックであります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そうすると、そのダブルチェックというのは、同じ人がやるということですか。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 総合窓口課の一応システムとしまして、証明作成者、まず受け付けからいきますと、受付者、それから証明作成者、それから証明書の発行、これは別の者が取り扱っております。別の者が取り扱ってチェックをかけております。

○議長（市川圭一君） 答弁漏れですか。

○7番（杉森弘之君） 操作のあれをもう少し詳しく聞きたいという意味合いがあるのですが、その受け付けと製作と発行、それでそれぞれのチェックというのはどういうふうにするのか。受け付けのときには免許証を見るとか言っていたけれども、その操作のミスとかそういうものについてのチェックというのはどういうふうにするのかという。

○議長（市川圭一君） 総合窓口課長中島政順君。

○総合窓口課長（中島政順君） 操作のチェックということですが、まず作成者は申請書どお

りに入力されているかどうか、確認をしながら証明書をつくります。そのつくられた証明書を発行する者が別な者なのですけれども、その証明書が申請書どおりに作成されているか確認をいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第61号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。4番伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 議案第62号、教育費、ひたち野うしく小増築工事業についてお伺いいたします。

こちらは別途行われております増築工事に伴い、ひたち野うしく小プール脇の駐車場がなくなってしまうことにより、駐車場150台を整備するというで伺っておりますが、35台から150台となりますと、大幅な台数増加があるわけでございまして、そちらの理由をお伺いしたいと思います。

また、こちらはタキイ種苗跡地、中学新設候補地となっておりますけれども、駐車場を整備することによって、中学新設用地が足りなくなるという事態はないのかについて確認したいと思います。

また、中学新設用地、こちらは決まっておりますけれども、将来的にタキイ種苗跡地に中学を建てるとなった場合、こちらの駐車場を小中兼用で使うお考えはないか。

以上3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの伊藤議員の3点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、駐車場の台数でございますが、35台から150台と、非常にふえたという御質問ですが、ひたち野うしく小の駐車場に関しましては、現在でも非常に少ないという状況が続いておりますので、ある程度余裕を持った台数というものを想定いたしました。この150台という数字でございますが、このタキイ種苗さんからお借りする土地で、最大つくった場合の台数でございますが、これから実際に何台分つくるか、これは実際のその駐車場をつくった場合の排水の問題ですとか、そういう部分もございまして、そういったところでマックスの数字だというふうに御理解をいただければということで、必ず150台をつくるというわけではご

ざいません。

それから、中学校の新設の用地の候補ということでございますが、まだ用地の候補になっているかどうかもわからない状態ですので、ちょっとその御質問にはお答えしかねるというようなところでございます。

仮にということでお答えするのであれば、3点目のお答えになりますが、あくまでもこの駐車場は暫定的な処置でございます。ですから、仮に中学校をその用地の中につくるといった場合には、校舎の配置と小学校との関連、そういったものを全て見直した中で、同じ場所のままになるのか、また新たな形でのつくり直しが必要になるのかということで検討をする必要があるとは思いますが。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 66号議案について確認の意味で数点お尋ねをいたします。

まず、このそもそもの土地の購入経緯について詳細にお示しをいただきたいのですが、特にこの土地を買うに至った時期等についてはいつであるのかということ。それから、これは牛久市の側から購入を働きかけたのか、それとも地権者のほうから購入してもらいたいというような話があったのかどうか、その点を明確にしていきたいということ。

それから、この土地は地権者が有している土地の一部であるというふうに認識をしているのですが、残りの土地については今後購入をしていくお考えがあるのか、それとも借地のままの状態で行くのか、その辺について明確にしていきたいというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、2点につきまして御説明いたしたいと思います。

まず、購入の時期でございますけれども、これにつきましては、昨年度、26年の9月ごろに相続した土地を3カ年に分けて買い取っていただきたいという話が地権者よりございました。それからのスタートでございます。ですので、3問目の質問の残りの土地につきましても、もう2年間を含めまして、3年間で約3億円弱で今計画をしているところでございます。

また、どちらからという話でございますけれども、これは当然地権者のほうから相続等の絡みにより買っていただきたいというお話がありましたので、そのような話の中で進めてまいったわけでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 質問の視点を変えます。次に、鑑定について確認をしておきたいと思うのですが、当然、これは購入に際して鑑定にかけていると思いますが、鑑定の業者数は何社であるのか。それから、どこの何という会社に鑑定を依頼したのか。それから、それぞれの、これは見積もり合わせでやったのか、それとも入札方式で鑑定にかけたのかということと、その鑑定の金額についてそれぞれお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 都市計画課長榎本友好君。

○都市計画課長（榎本友好君） ただいま質問にありました鑑定ですけれども、鑑定は1社に依頼しております。鑑定した業者は中央総合鑑定所の高橋研二不動産鑑定士になります。（「答弁漏れ」の声あり）

失礼いたしました。金額は500万円になります。（「答弁漏れあり」の声あり）

済みません、失礼いたしました。委託料は5万円で行っております。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号についての質疑を許します。17番鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 68号ですけれども、南2丁目地内から栄町5丁目地内までの雨水幹線管渠の布設工事ということなのですが、工事の概要説明ありますけれども、非常に交通量の多いところでありますので、その辺の推進工法とありますが、若干具体的な説明をお願いしたいと思います。

それから、約40年ほど前と聞いておりますけれども、過去において凝固剤使用によって健康被害が住民の中に起きて裁判になって、大変な問題になってきた経緯があると聞いていますが、その辺で凝固剤の使用等についての状況もお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 道路建設課長藤木光二君。

○道路建設課長（藤木光二君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、工事の際の安全対策ということで、交通規制のほうの関係の話になると思うのですが、今回推進工事ということで、雨水管の初めと終わりの部分に縦に大きな穴を掘りまして、そこから管を押ししていくという形になります。

規制で一番大きく影響してくるのが発進立坑、機械で管を押ししていく側になるのですが、こちらにつきましては、場所がちょうどヨークベニマルさんの前のあたりになるのですが、こちらは現在4車線ございますけれども、内側の2車線を工事のエリアとして使用させていただきまして、ちょっと大変御不便はおかけするのですが、通行については1車線ずつ通っていただくような形で工事のほうは施工させていただきたいというふうに考えております。

それから、凝固剤ということで地盤改良の関係のことだと思いますけれども、これは茨城県の方の下水道の工事、今回のふれあい道路のほうに埋設されています下水道管の布設を行う際に、地盤改良のほうを薬液注入工法といって、水ガラス系の凝固剤を使って、健康被害が出たのではないかとということで裁判等も行われておりました。その辺は把握はしております。最終的にはその水ガラス系の凝固剤が健康に本当に被害があったのかどうかというのは結論は出ていないのですが、県のほうと訴えた側といいますか、そちらの方との和解が成立はしているということです。

今回の工事につきましては、その水ガラス系のそういう改良剤は使わずに、通常一般的に使われておりますセメント系の改良剤、一部どうしても地盤改良が必要になってきますので、そちらを使用させていただくという形になっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今40年前のときに、その健康被害は余り確認されていないというようなお話でしたけれども、私どもはいろいろその辺も聞いているわけなのですが、そういう点から考えますと、地域住民の方が非常に不安に思うことが考えられるわけなのですが、住民に対する説明会というものを住民から要望があった場合には、きちんと開くという方向がとれると考えられているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 道路建設課長藤木光二君。

○道路建設課長（藤木光二君） 今現在では、改めて説明会というのは予定はしていなかったのですけれども、そういった御意見があるようでしたら、もちろんきちんと説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地盤改良剤の問題ですが、その当時、いろいろ写真等がありまして、地下水、井戸にその地盤改良剤が噴き上げたと言って、その地下水が真っ白になったという状況も写真等で裁判で明らかにされているわけであって、これが有害か無害かというのは結論が出ていないのは確かなのですが、しかし実際に地下水、井戸に噴き上げたという事実があります。そして、これらの工事に対してほとんどの方は40年前の話ですから知らないとは思いますが、当時のことを知っている方は非常に大変不安に思っています。また、地下水に水ガラス系は使わないにしても、噴き上げてくるのではないかというようなこともあります。それで、工事前に、事前に地下水の水質検査をやるべきではないかというふうに思うのですが、その点について。

それと、先ほどの説明会ですが、あれほど大きな問題になって国会議員等も入っているんな調査等をやられた感じもあります。そういった観点からいけば、今の答弁ですと、要望があればということでしたが、ほかのところとやはり違うわけで、当時そういった事故があったわけです。事故と言っていいかどうかかわからないのですが、あったわけで、当然何も知らないうちにやられる、約40年前の県の公共下水道の工事、事前に十分な説明がなされないままにやっでああいう結果になったわけであって、これでもし市が工事する中で説明会もしない中で何らかの被害が出た場合については非常に大きな問題だというふうに思いますので、説明会は要望があればということではなくて、公開で、そして全ての人を含めてやるべきだというふうに思います。

一番遠い方のところは、工事をやっている中で愛和病院の入り口のところから、一番遠いところでは上太田までその地下水、凝固剤が噴き上げたというようなことも言われております。したがって、今回やるのは周辺だけではなくて、広い地域にその地盤改良材が噴出する可能性というものも考えられるわけでありますから、間違いは二度と起こさないということからすれば、全ての人たちを対象に説明会は公開で行うべきだというふうに思うのですが、この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 1つちょっとお答えしたいのですが、今回使っております改良剤、これはセメント系ですので、以前のように問題になったものとは違います。また、設計の段階

で六価クロムが検出されるかどうかという試験は事前にやっております。でおりますので、それ自体が井戸水に対して影響するという事は現在考えられない状況でございますので、改めて住民等の方々にそのようなことを知らしめる必要があるかどうかというのをちょっと検討しなければならないことだと思いますけれども、不安をあおるようなことも考えられるということがこちらの考えでございまして、それに対する対応は発注前に事前にしてあるかなど、このように思っております。（「水質検査について」の声あり）

○議長（市川圭一君） 地下水の水質検査を事前にやるかどうかということが多分答弁漏れ。それでよろしいですか。建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 失礼しました。事前の水質検査等は行っておりません。（「やるかどうか答弁してください」の声あり）

○議長（市川圭一君） 今後やるかどうかということですね。要は建設前に、着工する前にといいことですね。

○建設部長（山岡康秀君） 六価クロムをですね、先ほど申し上げたとおり、六価クロムの検出等の検査はしておりますので、あえて水質検査はする必要はないかと思います。

また、そのような危険性等が当然こちらのほうでも懸案しているところでございますので、やる方向で考慮したいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 裁判の中でもいろいろ議論になったのは、水ガラス系が有害か無害かということもさんざんやられました。それで、県のほうとしては無害だということできつとやってきたわけです。県が言っていたことと40年前のことと同じようなことを言っているわけで、それが後になって何らかの影響が出たらどうするのかということなんですよね。地下水に噴き上げたわけですよ。あの当時は県南水道がまだ入っていなかったですから、自分のうちの井戸のふたをあけてみると、そこにぶくぶくぶく出てきたわけですよ、凝固剤が。そういったことの可能性というのは、地盤凝固剤を使うと、これは地盤凝固剤というのはただまぐだけじゃないでしょう、圧縮して入れているわけでしょう。そうすると、地下水に混ざっていく。特にあの地域については関東ローム層の下、砂地が多いというふうに言われていたわけですね、当時から。それで、注入しても出てくるのが10年後だとかと、いろんな議論が裁判の中でやられました。しかし、実際に地下水に噴き上げたというのは事実があるわけですから、これについて住民から質問を受けた場合に何と答えられるかと、答えられないでしょう、今の話では。水質検査はやらないとか、説明会は考えていないとか、その当時に住んでいた人たち、そして原告に立った、裁判で原告になった人たち、おられるわけですから、そういった方々に対しては非常に不安に思うわけです。

ですから、1つは、今回使う凝固剤についてはどのようなものであって、どういう健康被害というものも調査されてきたのかという説明もしなければならぬわけですよ。そういうふうに関われた場合に、今の話では答弁できないような状況だと私は思うんですね。それと、工事前に説明会をやらなくて、事前に地下水も調べない。じゃあ最初に六価クロムをやったときに、地盤凝固剤の水質検査はやりましたか。やっていないでしょうよ。それを言っているんですよ。地盤凝固剤を入れたときに地下水に影響する可能性があるかどうかというのは、調査しなきゃならないというふうに思うのですが、その点について今の答弁では非常に中途半端にしか聞かえないのですけれども、当時の裁判をやり、そして健康被害というのはもう東京のほうから大学の教授なんか来て、健康診断か何か大々的にやったわけですよ。そして、これは水ガラス系の凝固剤の影響だということも言われていたわけですよ。

ですから、そういった方々がまだ多くおられる中で、十分にその説明会を行い、そして事前に地下水の水質検査も行い、そして市民の方々がどのような不安を持っているのかというものもしっかり聞いて、それに対処していく、同じような被害があるというふうには思わないですが、ただ、当時の方からすれば、そういう不安は当然あるので、もう少し丁寧に、市長は市民との対話と言っているわけですから、今の話だと、市民との対話は全くやらないみたいな形に聞こえるんですよ。その点を再度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほど利根川議員のほうからありました、事前説明会はいいたします。そして、調査もしっかり市民の疑惑のないように工事を進めていくつもりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 申しわけありません、1つ誤解があるようではございますけれども、議員おっしゃっているのは、薬液注入の件で、40年前の薬液注入ですよ。今回は薬液注入ではございません。セメント系で、40年前の薬液注入というのは、その事件があつてからは、牛久市では一切使用していないものでございます。そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 私のほうからもちょっと1点お伺ひしたいのですが、この今回、一般競争入札ということで行われました。次の議案もそうなのではございますけれども、応募された企業さんが同様で、そして1社が辞退というのが、同じような経緯なんですね。同じような結果が出ているわけではございますけれども、この辺の入札の過程というのがどうだったのか。これは9月4日に行われているので、根本市長のときではなくて池邊市長のときに行われた入札ということになると思うので、最後の駆け込みの入札なのかなというふうにとちょっと思ったりもするものですか

ら、この時期に入札に至った経過、そして応募した企業、そして辞退した企業、その辺の情報についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 契約検査課長大里明子君。

○契約検査課長（大里明子君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、9月4日に開札というお話、1点目でございますけれども、この案件につきましては、まず7月の28日です、契約検査課におきまして、まず担当課が作成いたしました執行決議書を事前審査をいたしております。その後、8月4日、競争入札参加資格審査会におきまして、資格の要件の審議及び決定をいたしております。翌日、8月5日、市長の承認を頂戴し、入札の公告を開始をいたしました。一般競争入札につきましては、約、公告から開札まで1カ月間を要しますので、8月5日に公告開始、9月4日に開札という形になってございます。

業者、3社の業者につきましては、こちらの公告にのっとり、まず8月の28日までに特定JVの参加申請書をこちらの3社から提出がございました。その後、通常どおり9月の4日に開札をし、1社が辞退ということになったわけでございますけれども、この辞退の理由を代表構成員である大昭建設のほうに確認をいたしましたところ、予定をしていた技術者がほかの案件に決まってしまったために、こちらの牛久の案件は辞退というふうに至ったということで聞いております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、利根川議員のほうからも地盤改良についてのいろいろな質問があったわけですが、この工事概要の中にも地盤改良工ということ、これはちょっと違うものになるのだろうというふうに思いますけれども、今いろいろな考慮をすべきではないかというような意見も出ていたのですが、この工事概要のほうとの変更ということにはならないということになるのでしょうか。

そして、これも先ほど契約のほうですけれども、図らずもこの議案と次の議案の、その同じような業者が落札、入札したのですけれども、その落札に至るその金額のそれぞれの差というのが同じく80万円という、これも奇遇なのですけれども、この辺は業者のほうで出してくるわけですから、牛久市は其中で肅々と落札する業者を決めていくということになるのだろうというふうに思うのですけれども、この落札するに当たっての、その決定する技術の問題、そしてその金額の問題とあると思いますけれども、今回落札された業者というのはどこを評価として決定されたのか。工事の概要では変更が、数々ので変更がないのかどうか。それから、金額等の、落札した業者の決定の要因というのをお示しをいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 道路建設課長藤木光二君。

○道路建設課長（藤木光二君） まず、地盤改良関係の変更の話だと思うのですが、先ほども説明がうまくできていなかったようなのですが、以前その問題になったものとは全く別の工法になりますので、今回の工法を変更するというような予定はございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 契約検査課長大里明子君。

○契約検査課長（大里明子君） 御質問にお答えをいたします。

落札金額、あとは札のとほかの業者の金額ということでございますけれども、こちらの一般競争入札の開札につきましては、入札書以外にそちらの根拠となる工事費内訳書というものを提出、同時にさせていただいてございまして、こちらの担当課の職員のほうでそれを検算し、その金額が正しいということで確認をいたしております。その差が同じ8万円というお話でしたけれども、そちらにつきましては、全くこちらは関知できるものではございません。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 70号議案について数点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、この契約内容でございますが、4カ年にわたる契約というかなり長い、金額も大きなものになっておりますが、不勉強で申しわけないのですが、そもそもこれだけ大きな金額のものを契約するのに、どうして入札方式ではなく見積もり方式と申しますか、随意契約の方式をとったのか、その点について明確にお答えをいただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 石原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、なぜ入札方式ではなくて随意契約にしたかというような御質問でございますが、いわゆるこの基幹的工事の実績のある、これまでの実績のある事業者4社に見積もり依頼をいたしました。その結果、3社が辞退をしまして、現在の、当時の三菱重工から引き継ぎました三菱重工環境化学エンジニアリング株式会社、現在、今施工管理をしている会社でございます、ここだけが1社になったというようなこと。それと、三菱重工の設計でしたこと、実施施工した施設でございますので、非常にその点で他の業者では手がつけられないというような

状況もあって、辞退をしてきたということから、随意契約ということになったわけでございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今部長の答弁で、3社から辞退の届け出があったので、この1社だけに結果的になったんだという説明でございましたが、その辞退をした3社の、なぜ辞退をしたのかという理由についてお示しをいただきたいということが1つ。さらに、ちょっと視点を変えますが、クリーンセンターについては、私は一般質問でよく申し上げておりますように、余熱の利用の問題というのが1つ行政上の課題としてあると思いますが、この余熱利用については、今後どのような位置づけになっていくのか、あわせてお尋ねをいたしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） まず、辞退の理由でございますが、いわゆる現施設の細部にわたり構造的に、また機能的に熟知している三菱重工のほうから既存操業、いわゆる焼却をしながら工事を実施していくということが我々の目的でございますので、そういう点からその3社については辞退をしてきたというような理由がございます。

現に、現在、龍ヶ崎市のクリーンセンターが延命化の事業に入っております。その中で2炉運転のうち、1炉ずつ、片方ずつ今実施しております。そういうところで、片方に負荷が、1度の運転、1炉をとめてそのほかの1炉で運転をしているところ、負荷がかかり過ぎて水漏れがしてしまったと。今月の26日から龍ヶ崎のそのごみ、可燃ごみを牛久市のセンターで引き受けるというようなことの文書がきのう参りまして、この1日約10トンを引き受けるという方向で今調整を進めているというようなところで。そういうことから、焼却をしながらという部分で、ほかの業者にはやはりできなかったというところになります。

それと、余熱利用につきましては、これまでも石原議員さんからは数回御質問を受けてございます。今現在、1日の量で67トンほど焼却をしているところですが、その大体65%はクリーンセンターの空調関係等で使用しております、残り30%前後では、やはり余熱の利用する施設が限られてしまうということがございます。ですから、この余熱利用につきましては、このクリーンセンターの更新、次の更新、建てかえをするときの規模に応じてその余熱利用を図っていきたいというような計画で、前も御答弁していると思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○15番（石原幸雄君） 議長ね、私が聞いていることのちょっと答弁、趣旨とちょっと違うのですけれども、今私が聞いたのは、牛久市側のその辞退の、牛久市側で考えている理由ということじゃなくて、業者さんからはどのような辞退の理由が出たんだということで聞いているのですが、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 業者さんからの辞退につきましては、あくまでもその焼却をしながら工事を進めていくというところで無理だというようなことで辞退をしたと私は聞いてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議員提出議案第11号を議題といたします。

—————○—————

議員提出議案第11号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（市川圭一君） これより、議員提出議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第16、意見書案第5号を議題といたします。

—————○—————

意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（市川圭一君） これより、意見書案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17、決議案第9号を議題といたします。

—————○—————

決議案第9号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について

○議長（市川圭一君） これより、決議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議員提出議案第12号を議題といたします。



議員提出議案第12号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議員提出議案第12号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

7月臨時会に提出したものと同一内容になります。案に対する質問または討論もありませんでしたので、同じものとさせていただきました。

現在の政治倫理条例は、執行機関である市長と議決機関である市議会議員を同一視したもので、二代表制の観点からすれば、分離するのが当然と考え、章を変えて分離しました。

これまで何度か提案をし否決されてきましたが、その都度指摘された項目を修正してまいりました。前回は説明をしましたが、3月議会で指摘をされた部分の修正で、請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項第4条第2項の1及び2、市民調査権第13条の第1項については、議員と同等とするものであります。

さらに、政治倫理審査会については規則になりますので、議決事項ではありません。したがって、現在の規則をそのまま適用し、本条例案が採決された後、必要項目を精査し改正するものいたします。

詳しくは、条例案をもって御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第12号についての質疑を許します。22番中根利兵衛君。

○22番（中根利兵衛君） 今回、牛久市長等、市議会議員倫理条例が再度出されました。前回私は反対討論をした経過がございますので、幾つか質問をしたいと思いますが、7月の臨時議会でこの提出された同じその議案が提出されております。1度否決された議案であれば、何か修正をして提出されるのが本来かなと思って、そのまま提出された理由を何か1つお願いしたいと思います。幾つか、それが1点です。

それから、この議案はきのう提出されたというようなことで、それできょう質疑ですよ。この提出の仕方にも問題があると私は思っておりますので、今後は、これは議会のほうですから、議会のほうでやっていきたいと思っています。幾つかの、この中には相当の問題があります。その中で数点質問をいたします。

2点目に、この第12条の第1項の規定において、牛久政治倫理審査会という規定がされておりますが、第14条においては牛久市長等の政治倫理等審査会という規定をしておりますが、この2つの審査会の違いについてお伺いをしたいと思います。

それから、条例第19条の第4項第1号の規定は、市議会議員になる前に凍結した契約について、これは選挙した場合に、議員になりますから、その後、代表者を変更した場合、この代表者が2等親以内となった場合に、その履行を途中であっても完了せずに契約を辞退するというような状況になります。その場合の契約規定が定められておりませんので、これについてもお願いしたいと思います。

それから、4番目に、有罪確定後の措置につきまして、議員にあつては、条例第31条の規定により、辞職手続を定められていますが、市長等にあつては規定がされておらず、現在の牛久市政治倫理条例で規定されている議会の議決による辞職勧告についても規定されていません。これはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

そして、最後に市民からの審査請求に対し、市長等は第三者の審査会で審査するものに対し、なぜ議員については第三者で構成する組織ではなく、議員が調査することとしているのか。この5点についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 中根議員が反対討論したのは3月議会であつて、7月議会ではありませんでした。7月の臨時会では質問も討論もありませんでした。なぜそのときしないで今するのか理解できないのですけれども、その点についてちょっとお尋ねします。

それと、中根議員は「2等親」と言っていましたけれども、私どもは2親等で提案をしております。いつ「2等親」になったのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それと、私のほうとしては、なぜその今回、前回質問も討論もしないで否決をしておいてやるのかと理解できないんですね。でしたら、ここにも提案理由の説明にもありましたように、3月議会等で出されたものに関しては、全て修正を出してきているわけでありまして。しかし、3月議会でのそのような指摘はありませんでした。したがって、7月臨時会ですしたものと同様となったわけでありまして。

それと、その市長等の辞職の問題ですが、議会で市長に対して辞職ということはできません。これはリコールまたは議会の中で市長不信任決議案ですね。これが通らなければ市長を辞任させることはできません。したがって、市長が政治倫理に違反をしたときに、当然政治家としての道義的責任があります。市長も就任に当たっては所信表明等の中で、やはり政治的・道義的責任というものを強く感じているというふうに私どもは認識をしております。仮に政治倫理条例に違反することがあれば、当然市長はみずから辞任するものだと、そのように私どもは考え

ております。

審査会の問題ですが、先ほども提案理由の中にも示してありますように、これは規則なもので、まずは政治倫理条例が通ってから、そして規則がどのようにまずたさなければならぬかというのは、その後の議論であります。例えば市のほうから新しい条例が提案されても、規則、細則等は提示されておられません。そういうこと自体を主張するのは、私はちょっと、もう少し地方自治法というものを精査していただいて質問していただきたいというふうに思うのですが、これで答弁になっていると私は思うのですが、そのようなことで答弁とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 中根利兵衛君。

○2番（中根利兵衛君） 幾つかのただいまの質問もしましたが、きちんとした答弁がないようでございますので、議員として今後、これは議員全体の問題であります。執行部もこれは特別職が入っておりますから、今後議会として検討委員会を立ち上げたいと、その要望する、したいと思っておりますが、そのことについては利根川議員も賛成の立場ですか。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私はこれまで何度かこの市長、そしてまた議員に対する政治倫理条例の案を出してきました。一番最初に言われたのは、前議員の諸橋議員に、市長と議員が一緒なのはおかしいんじゃないかというふうに言われて、これを分離をしたわけですね。その後、いろいろな方から指摘をされ、その都度直してきました。そして、議論をしてほしいという提案も何度かしております。議論しない中で、いつも何で否決するかわからないような理由で不採択となってきたわけです。否決されてきたわけです。初めて聞きました。中根議員から特別委員会を立ち上げてやるべきだろうと。私は、そういうことであれば大いに賛成をいたします。当然です。何度も言っております。議員がみずから自分たちの綱紀粛正をただすということならば、当然議会の中で全員でやっていくべきだと。私はこの条例が、今ある条例が制定された当初からそういう主張をしております。やっここで全員で政治倫理条例の問題について議論ができるというふうに解釈をいたします。ぜひ特別委員会の設置の提案を中根議員のほうからしていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（中根利兵衛君） 会話をしていながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第12号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号ないし議案第70号の13件、認定第1号の1件、議員提出議案第11号及び議員提出議案第12号の2件、意見書案第5号の1件、決議案第9号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託いたします。つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、10月29日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第19、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、あす17日から28日までの12日間は、休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす17日から28日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時29分散会